

令和 7 年度農業教育高度化事業のうち
全国事業(国際的な農業人材育成のための取組)実施要領兼募集要領

令和 7 年 6 月 16 日制定
公益社団法人 国際農業者交流協会

第1 総則

公益社団法人国際農業者交流協会(以下「協会」という。)は、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月 29 日付け3経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知)別記4の農業教育高度化事業のうち全国事業(国際的な農業人材育成のための取組)の実施に当たり、必要な事項を以下のとおり定める。

第2 事業の目的・内容

協会は、地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、海外農業研修に参加する学生等に対し、参加経費の一部(参加経費の2分の1又は 60 万円のいずれか低い額)を支援する。

第3 支援の要件

- 1 以下を満たす海外農業研修に参加すること。
 - ア 期間が、3か月以上であること。
 - イ 場所、内容等が、事前に確認できること。
 - ウ 農業に関する知識・技術を学ぶことが目的であること。
 - エ 過去5年間重大な法令違反や事故等が発生していない事業者又は地方公共団体が提供する研修であること。
- 2 申請書(別紙様式第1号)を提出し、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること。
- 3 海外農業研修への参加を支援する他の国の補助事業(令和 6 年度以前の農業教育高度化事業を含む。)による支援を受けていないこと。または、受ける予定となっていないこと。

第4 支援対象者の募集

- 1 申請書類の提出

本事業による支援を希望する者は、以下に掲げる書類を作成・用意の上、協会に提出する。

 - ① 申請書(別紙様式第1号)
 - ② 参加予定の海外農業研修の研修場所・内容、参加経費、スケジュール等が確

認できる資料

- ③ 海外農業研修参加に対する推薦状等(都道府県等の公的機関が発行したもの)
- ④ 履歴書 ※指定様式
- ⑤ 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)
- ⑥ 申請書類等チェックシート(別紙様式第2号)

2 申請書類の提出期日

1の書類の提出期日は、令和7年10月9日(金)までとする。

ただし、上記期日後も予算の範囲内で追加の募集を行う場合がある。

3 提出先(Eメール)

すべての書類をメールに添付し、agtre@jaec.org に送付すること。

この際、件名に「農業教育高度化事業申請」と書き込み、本文中に申請者の氏名を書くこと。

第5 支援対象者の審査

- 1 協会は、第4の期日までに申請書類の提出があった者(以下「申請者」という。)について、第3に掲げる要件への適合性を判断するため、外部有識者等による審査を行う。
- 2 審査は、原則として、書面により行う。ただし、書面のみでは要件への適合性を判断できない場合は、申請者に対し、面接(オンラインを含む)等を行う。この場合、申請者は、その求めに応じなければならない。
- 3 協会は、申請者が、都道府県等から当該海外農業研修への参加について推薦等を受けている場合には、外部有識者等による審査を免除することができる。
- 4 審査結果については、令和7年12月末日までに申請者に対し通知する。ただし、追加の募集を行った場合の通知期限については、別途設定する。

第6 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、海外農業研修に参加するために直接必要となる経費(旅費、研修費等)であって、研修参加者が海外農業研修を実施する事業者(以下「事業者」という)に直接支払い、経費の使途、内訳等が書類で確認できるものとする。

第7 補助金の交付

- 1 協会は、第5の審査により、支援対象者として適当と認めた者に対して、補助金交付申請書を送付する。
- 2 支援対象者は、1の交付申請書及び研修参加経費の支払いが確認できる書類(日付、支払先、金額等が記載されているもの)を協会に提出する。
- 3 協会は、2の書類を確認の上、当該支援対象者に対する補助額を決定する。なお、補助額の上限は、支援対象者1名につき、補助対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。

4 補助金の交付は、原則として、令和 8 年 2 月末日までに行う。

第8 研修後の報告

支援対象者は、研修修了後、協会が定める期日までに以下の書類を提出しなければならない。

- 1 研修事業者が発行する研修修了証の写し
- 2 研修修了報告書(補助金の交付の決定後、協会から支援対象者に報告書の様式を送付する。)

第9 補助金の返還

次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、災害等のやむを得ない事情として協会が認めた場合は、この限りではない。

- 1 研修を中止・中断・変更するなど、補助要件を満たさなくなった場合
- 2 補助金の交付を受けた後、1年以内に研修を開始しない場合
- 3 海外農業研修への参加を支援する他の国の補助事業による支援を受けた場合
- 4 適切に研修を行っていないと協会が判断した場合
- 5 第8の書類を提出しない場合
- 6 虚偽の申請等を行った場合
- 7 その他補助金の返還が必要であると協会が判断した場合

第10 個人情報の取扱い

協会は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的での使用、第三者への漏えい等は決して行わず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う。

第11 本事業に関する問合せ先

公益社団法人国際農業者交流協会
〒144-0051 東京都大田区西蒲田 5-27-14
日研アラインビル 8 階
Tel: 03-5703-0252
E-mail agtre@jaec.org